三田村リーダーよりの修正案

一般意見聴取作業部会提言 目次(案)

- 1 基本理念
 - 1-1 行政主導から住民主導への転換
 - 1-2 従来の河川管理における課題
- 2 住民主導の河川整備・管理のあり方
 - 2-1 情報の公開と共有
 - 2-2 合意形成システムの確立
 - 2-3 住民との連携・パートナーシップ
 - (1) 住民団体・地域組織等との連携
 - (2) 河川・環境学習の推進
 - 2-4 関係団体、自治体、他省庁との連携
- 3 淀川水系流域委員会における一般意見聴取の取組みの総括
 - 3-1 これまでの委員会の活動
 - 3-2 これまでの委員会の活動に対する流域住民の反応
 - 3-3 これまでの委員会の一般意見聴取の取り組みの総括
- 4 淀川河川整備計画策定・推進にあたって、河川管理者が行うべき課題
 - 4-1 河川整備計画策定時(河川整備計画案公表迄)
 - 4-1.1 情報の共有と公開
 - 4-1.2 委員会活動の総括と河川管理者への提言
 - 4.2 河川整備計画推進時(河川整備計画決定後)
 - 4-2.1 情報の共有と公開
 - 4-2.2 住民との連携・パートナーシップ
 - (1) 住民団体・地域組織等との連携
 - (2) 河川・環境学習の推進

一般意見聴取作業部会提言(案)

1 基本理念

1-1 行政主導から住民主導への転換

淀川水系は、本来、住民の共有財産である。行政が計画を立案し、住民がそれを受け入れる従来の方式から、住民の主体的な考えや取り組みに学び、そして行政と住民で共通の目標を立て、それに向かってともに知恵を出し、汗を流し、推し進め、その結果について影響評価とモニタリングを行い、さらにあるべき河川管理に向けて推進する方式へと転換すべきである。

河川管理の主体たるべき住民は、河川管理の主体として、川づくりに対して自らが参画する権利を持つとともに、責任も併せもつという認識が必要である。行政が計画を立案し、住民がそれを受け入れる従来の方式を追認するだけの姿勢は、河川管理を主導すべき住民としての責任を果たしたことにはならない。一方、河川管理者は、行政が計画を立案し、住民がそれを受け入れる従来の方式が今後も継続しうるとの考えを改め、淀川水系が、住民の共有財産であるとの認識に立ち返った上で、住民自身が、名実ともに河川管理に参画できるような仕組みを復活・創出するように積極的に支援すべきである。数千年にわたり築き上げたしなやかな川と人とのかかわりを今こそ取り返すべく、住民と河川管理者の双方が、新たな連携・パートナーシップを構築する時期が来ている。

1-2 従来の河川管理における課題

川と人とは遠ざけられ、人々の河川への意識が薄らいできた。行政が計画を立案し、住民がそれを受け入れる従来の河川管理の方式は、住民が主導的に河川管理にかかわる機会を減少させた。近年、川との新たな関わり方を模索する等、河川に対する住民の意識が高まりを見せているが、行政主導による河川管理行政では、これら住民意識の変化に十分対応で

きない。住民との十分な合意形成がなされないまま河川事業が行われ、しばしば、住民と行政の対立が生じさせた。従来の河川行政の主な課題・問題点は、下記の通りである。

<従来の河川管理の課題・問題点>

- ・住民と河川管理者が、川の将来像についてのビジョンを共有していない。
- ・縦割り行政や行政の閉鎖性による行政に対する住民の不信。
 - ・国の機関の縦割り 例:国土交通省と農水省と厚生労働省
 - ・国土交通省内部の縦割り 例:河川と道路と都市開発
 - ・国と自治体の縦割り
 - ・自治体内部の縦割り
- ・住民と河川管理者の日常的な情報交流・人的交流の機会が限られている。
- ・河川管理者に、住民対応の十分な窓口が存在しないか、あるいは不明瞭である。
- ・河川管理者の事業や計画の情報が住民に伝わらない。
- ・事業や計画の出処が不明瞭である。
- ・事業や計画の必要性が理解できない。
- ・計画策定にあたり住民からの意見聴取や住民参加の機会や制度が限られている。
- ・情報公開の時期や内容が不適切である。
- ・事業・計画の内容や事前調査の結果、スケジュールなどについての説明がない、もし くは不十分なまま事業が実施されてしまう。
- ・事業についての利害関係者の範囲が不適当、不明瞭、あるいは住民感覚から理解し難い。[この文章の表現をわかりやすく改めること]
- ・事業実施にあたって住民の役割分担や参加、協力の機会がない。
- ・事業実施後のモニタリングや事後評価が行われず、行われても結果が公開されない。
- 2 住民主導の河川整備・管理のあり方

住民主導の河川整備を実現するにあたっては、河川管理者と住民の双方が、「公開」「対話」「合意」の原則を遵守しなければならない。つまり、合意無くして事業無し、事業は、理に叶い、法に叶い、情に叶わなければならない。

2.1 情報の公開と共有

河川整備及び管理の実施にあたって、透明性と意思決定の合理性の確保のために、河川管理者と住民の双方が、お互いに情報を共有する状態を早急に実現すべきである。そのためには、河川管理者が、計画段階からの判断形成過程の情報を、住民に対して包括的に提示しなければならない。河川管理者の情報発信にあたっては、積極的に情報通信技術を活用するなど情報が広く行き渡るように幅広いチャンネルを確保すると共に、性別や年齢、障害の有無による情報格差が、生じないように十分配慮しなければならない。また、公開する情報について、意図的な加工、隠蔽は、行ってはならないのは当然のことであるが、社会的に重要な事項、あるいは今後重要とされる事項については、その争点を明確化し、分かりやすい情報の発信と、それが住民にどう伝わったかをできるだけ確認すると共に、それに対する流域住民の連携・参画を促さなければならない。

住民との情報共有にあたっては、まず、河川管理者が、様々な立場の人々の幅広い意見を聞く姿勢を持つことが重要である。日常的に川とかかわっている住民の経験,知恵,活動意欲を活かし、河川整備・管理に役立てていく必要がある。住民も、自ら積極的に知恵を出し、河川管理者との情報の共有に努めなければならない。

2-2 合意形成システムの確立

河川管理者は、住民の知恵を活かした公正で、社会全体の便益の大きい合意形成を実現するための仕組みを検討しなければならない。地域相互間、例えば上下流住民間の意見が主体的に調整され、合意が形成される必要がある。利害が対立した場合の調整のしかたや社会的な利害調整が、恒常的に行われる仕組みを構築することも必要である。住民主導の河川

削除:。

整備・管理を推進するためには、河川管理者が、川や湖に関連する情報や施策内容を十分に開示し説明して、相互の理解のもとで合意形成ができるよう図らねばならない。この場合も、河川管理者、住民の双方が、お互いの責任、役割分担、費用負担等のルールを取り決める必要がある。合意形成のベースは、「信頼」「安心」であり、河川管理者と住民は、双方が共に、十分な信頼、安心を獲得できるように努力しなければならない。

2-3 住民との連携・パートナーシップ

これからの河川管理・整備においては、住民の自発的な活動を支援するとともに、住民と連携し、対等なパートナーとして取り組むことがより効果的である。統計や図面や現場を離れた議論を基に計画をつくる傾向が見られた従来の方式から、住民と行政がともに川の中に入って作る計画のあり方へ意識転換する必要がある。住民との連携・パートナーシップの構築に当たっては、特に、非公式の場での双方のコミュニケーションの重要性を忘れてはならない。

河川管理者と住民のパートナーシップ構築にあたっても、年齢や性別、障害などを理由とする参加機会の不平等があってはならない。河川整備・管理の遂行にあたっても、男女共同参画を実現することは当然のことである。また、いわゆる社会的弱者に対して、河川管理者は、その不平等を解消するだけでなく、積極的に連携・パートナーシップの構築に努力しなければならない。

(1) 住民団体・地域組織等との連携

住民主導の河川整備を実現するためには、住民団体や地域組織との連携を積極的に行わなければならない。住民団体や地域組織は、他省庁や住民等との連携の場をつくる独自の事業主体としても有力である。また、これらの組織の自主性を尊重し、対等な立場で連携をすすめる必要があることはいうまでもない。

削除:。

(2) 河川・環境学習の推進

川は、本来、理想的な環境教育・体験学習の場である。次世代を担う子どもが川に親しみ、川に学ぶ機会の創出は重要である。河川への意識の回復を目指し、望ましい河川環境の創造に向けての学習活動を進めて行く必要がある。人と川や湖との距離を縮め、精神的な係[関と係を統一表現する]わりを深めるために、また、人の暮らしやそれに関する意識の転換を促すために、川や湖に関する認識を向上させるような学習活動を進める施策を講じるべきである。学校週5日制、総合学習の実施により、川での環境教育や体験学習の実施について学校や地域から大きな期待が寄せられている。河川管理者は、施設整備あるいはその管理にとどまらず、住民とともに学びお互いに意識の向上をはかり、生活様式の転換、水行政の仕組み、その法制度までを含めた対応を取らなければならない。

2-4 関係団体、自治体、他省庁との連携

河川管理者は、水利権者、住民団体、自治体、農水省、厚生省等と進んで協議し、関連主体の持つ長期、中期計画を河川整備計画に適合するようにしなければならない。特に、多くの関係機関との連携が必要となる問題については、関係行政機関等に働きかけた上で、計画のなかに推進における連携の具体案を提示すべきである。また、調整を図るなかで明らかになった問題点や課題等については、広く一般に公開しなければならない。また、計画策定後も、住民主導の河川整備・管理の原則のもとで、関係省庁、自治体と積極的な連携を図らなければならない。連携に当たっては、以下の点に十分考慮しなければならない。

- ▶ いわゆる縦割り行政を克服すること。
- 農業、漁業、林業、都市計画、河川管理など、縦割りから相互に連携した総合的な取り組みが行えるようにすること。
- ▶ 計画の策定段階における関係機関との連携を図ること。川や湖の整備・管理に関しては、

国土交通省だけでなく、農林水産省・環境省などの他省庁や自治体など多くの関係機関が存在するため、計画の推進においてこれらの関係機関と円滑な連携をとるためにも、計画策定段階からこれらとの連携を図ること。

- ▶ 市町村あるいは府県との連携を図ること。
- ➢ 河川の環境整備・保全を含む事業については、関係機関においても同種の事業を実施・ 計画している可能性が考えられる。そのため、整備計画を策定するにあたっては、事業 実施における関係機関との連携も想定した計画とすべきである。

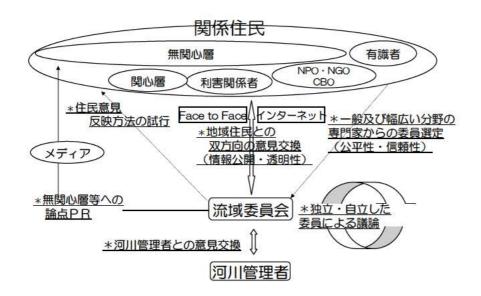
3 淀川水系流域委員会における一般意見聴取の取り組みの総括

当委員会では、流域住民の意見を審議・提案内容にできる限り反映させることを目指して、様々な取り組みを行った。その主目的は、今後30年後を目指した河川整備の方向について委員会自身がよりよい提言をするためであった。また同時に、河川管理者が整備計画原案を作成した後に整備計画として確定する過程で流域住民の意見をよりよく反映させる方法を提言するために、委員会自身が試行することももう一つの目的であった。

流域住民の意見を審議・提案内容に反映させるプロセスは、一般に、 伝える(より 広くの流域住民に現状と課題を認識してもらう) 聞く(多くの流域住民の多様な意見を汲 み取る) 対話する(流域住民と委員が対話することで論点を深め共有する) 反映させる(流域住民から汲み取った内容を審議・提言に反映させる) フィードバックする(審議・提言のプロセスと結果を流域住民にフィードバックする) からなると考えられる。

以下、当委員会が行った活動の内容、その結果、課題、及びこれら試行結果に基づき河川 管理者に対して提言すべき事柄について述べる。

淀川流域委員会のこれまでの取組み



3-1 これまでの委員会の活動

これまでに当委員会が流域住民の意見反映に関して実施した活動は以下のとおりであ

る。

① 「伝える」ための活動

<委員会の活動の伝達>

- ・委員会はすべて公開とした。
- ・ ホームページでの広報活動をした。(委員会・部会等の開催ごとに更新)
- · ニュースレター を配布した。(合計約16万部配布)

<意見募集、意見発表会、意見を述べる機会の伝達>

- ・ 新聞紙面による広報活動した。(全国紙5紙×2回、各地方紙×2回、リビング紙×1回)
- ・ チラシの作成(案内チラシ約6万部、論点チラシ5000部)と関係団体等(約1500件) へ送付した。

<河川の現状と課題を伝える>

- ・ 委員会・部会の資料を公開した。
- <流域委員会の提言について伝える>
- ・ 中間とりまとめを契機としたシンポジウムを<mark>開催した。(1回実施)</mark> 「聞く」ための活動
- ・ 現地視察時に地域に詳しい方に事前にお願いしていくつかのポイントで現状等について 説明いただき、現地の方に自由に集まっていただき意見を聞いた。(現地視察回数合計 1 2回)

<川への想いを聞く>

- ・ 一般からの意見を常時メール、FAX、郵送等で受け付けた。(合計約650件)
- ・ 委員会、部会の場で一般傍聴者から意見を伺う時間を設けた。(公開会議開催回数合計 5 5回、一般傍聴者発言合計約 50件)
- · テーマを設定し広く呼びかけて一般から意見募集を行った。
- <流域委員会の提言について聞く>
- ・ 中間とりまとめに対する意見募集を行った。 「対話する」ための活動
- ・寄せられた意見の中から代表的な意見の方を招き、意見聴取の会を設けたり、現地でテーマ別の対話集会を開催したりすることで、直接意見を聞き対話した(一般意見聴取の会等9回、延べ発表者数約50人)
 - 「反映させる」ための活動
- ・ 一般からの意見を常に受け付け、その意見を委員会・部会資料として配付<mark>した。(いただ</mark> いた意見を委員会・部会ごとに配布して、委員、河川管理者、一般傍聴者で共有)
- ・課題ごとに意見を分類した表を作成し、審議資料とした。
 - 「フィードバックする」ための活動
- ・ 審議結果・審議資料のホームページで全面公開した。(当日配布された資料を PDF 形式で

ダウンロード可能とした)

「一般意見集」として冊子を作成し、意見発表者に礼状と共に送付した。

3-2 これまでの委員会の活動に対する流域住民の反応

以上の活動に対する流域住民(約1600万人)の反応は以下のとおりであった。

委員会に意見を提出された方:延べ約650人

委員会・部会等の審議を傍聴された方:延べ約1000人(住民・企業の傍聴者)

シンポジウムへの来場者数:500人

ホームページへのアクセス件数: 2 6 0 0 0 ページビュー(トップページ)の延べ閲覧回数) 流域委員会の認知度:シンポジウム会場でのアンケートでは約3分の1の人がシンポジウムで初めて流域委員会の事を知ったと回答

3-3 これまでの委員会の一般意見聴取の取り組みの総括

委員会の活動結果を、上述の5つの目的に沿った問題点、想定原因、成果、反省点は以下のとおりである。

「伝える」ことは十分であったか

・ (問題点)上記の結果から見て流域住民の、委員会活動に対する認知度はまだまだ低いと思われる。

河川の現状認識、問題意識の共有:一部に留まった。中間とりまとめには、現状と 背景などについての意見が多数寄せられたが、主として委員間に留まり、それらを 住 民に伝えきることが、まだまだできていない。

論点について: ポイントを絞った論点を十分に伝えきることが、まだできて いない。

・ (想定原因)伝達手段の制約(新聞・チラシ・ホームページ等は用いたが、テレビ・ラ

- ジオ・雑誌は用いなかった)と伝達回数の制約が原因と考えられる。また、委員会内部 の議論が熟していなかったため、論点の開示が遅くなりがちであった。
- ・ (成果)新聞、ニュースレター、シンポジウム、論点チラシ、ホームページ等により、 淀川水系の将来に関する論点を流域の多くの人の目に触れるようにすることはできた。
- ・ (反省点)不特定多数層に対しては、より早い段階で、論点を整理した分かりやすい資料をもとに、よりよく目につく方法 (インパクト)のある方法)で一気に露出すべきであった。また、特定多数層に対しては、自治会関係、学校関係、主婦団体等のネットワークに対しての働きかけをより広く行うべきであった。

「聞く」ことは十分であったか

- ・ (問題点)これまでに意見を寄せられた方の数が十分ではない。意見を寄せられる方が 比較的意識の高い方に集中し、若者、学生、主婦、OL 等の層からの意見が少ないと思わ れる。委員会・部会においては、意識の高い一定の方に発言が集中していた。意見発表 の時間が短すぎ十分意見を述べられないとの意見も見受けられた。論点が明確ではなく、 それぞれの個人の想いをそれぞれが、表明する形に陥ることがしばしばあった。
- ・ (想定原因)意見を言う場があることを「伝える」ことが十分ではなく、会議の傍聴者数が伸びなかったと思われる。もともと、一部の熱心な方を除いて、一般的に流域住民の問題意識が、相対的に低いため意見が出てこないということも想像される。審議内容にメリハリがなくなり、一般の方が興味を持ちにくい審議に陥ることが見受けられた。会議開催日のほとんどが平日であるため、主婦、OL、学生等の参加が難しいとの意見が聞かれた。会議の時間的制約から発言者の持ち時間が短かかったことも考えられる。聞いた意見をどのように活用するのかについて、さらに十分説明されるべきであった。
- ・ (成果)中間とりまとめに対して多様な意見をいただくことができた。大きなホールで 待ち受けるだけでなく、直接地域に出かけ、その場で利害関係者の話を直接聞くことが

できた。流域住民の中にも相反する意見があり、それを同時にぶつけ合うことがある程度できた。

・ (反省点)委員会が、流域住民側にさらに出かけてゆくべきであった。休日、夕方等の開催を増やすべきとの意見も多い。流域住民全体の意思を把握するために、サイレントマジョリティーの声を聞く(意見がないのも意見である)方法(街角インタビュー等)も実施すべきであったと思われる。これは本委員会の特性として仕方がない面があるが、説明する側である委員会の内部に早く合意形成ができていればより早い段階で、委員会として公式の意見表明ができた。

「対話する」ことは十分であったか

- ・ (問題点)対話の深さが浅く、委員が住民に質問する<mark>段階</mark>で止まっていた。論点が明確でなく議論がかみ合わない状況もしばしば見られた。また、意見交換の中から双方が知恵を持ち寄り、新しい発想や方向性へのヒントが得られることが少なかった。委員会の役割・位置付けを誤解されているふしがみられた。
- ・ (想定原因)対話する段階で委員の合意形成ができていなかったため、流域住民に対して責任を持った意見表明ができず、委員個人としての意見表明に留まったため論点の明確化が不十分であった。対話の時間が不足していた。流域住民にとって、国土交通省/流域自治体/委員会の役割・位置付けが不明確であった。
- ・ (成果)現地視察時の現場における対話により、流域住民と委員の認識が深まった。現 地対話集会において、委員会に対する厳しい批判を受けることができた。現地対話集会 に利害関係者の出席を求め、意見の異なる出席者間同士の対話により、双方に影響を及 ぼしあうことができた。
- ・ (反省点)中間とりまとめ<mark>以前に、ここまで</mark>という線で委員の中間的合意形成を図って おくことも効果的であっただろう。論点を明確にした上で、賛成 / 反対の双方の意見を 聞く必要があることも考えられる。住民同士がより多く対論できるようにすべきであっ

た。国土交通省 / 流域自治体 / 委員会の役割・位置付けをより明確に提示してから対話 すべきであった。

「反映」は十分であったか

- ・ (問題点)委員内部では寄せられた一般意見を共有・検討したが、十分とはいえなかった。
- ・ (想定原因)委員自身の認識の共有、論点の整理に多くの時間を要したため、相対的に 一般からの意見の分析・検討に十分な時間が割けなかった。
- ・ (成果) 一般からの意見は随時分類整理し、生の文章と共に委員に配布し共有した。委員の意見、流域住民からの意見、河川管理者の意見を、論点別に対比させる資料を作成し、必要な部分を提言内容に反映させた。委員は、一般の意見を十分に消化した上で、自らの意見形成や委員会・場会での方向性の検討が行えた。
- ・ (反省点)一般からの意見について集中的に審議する時間をより多く持つべきであった。 「フィードバック」は十分であったか

(問題点)寄せられた意見に対してまだ意見提出者に対する回答ができていない。

(想定原因)寄せられた意見を踏まえての委員会としての検討・意見集約の過程にあり、寄せられた意見に対するフィードバックは今後作業していく予定である。

(成果)(反省点)現在、フィードバック方法について検討中である。最終提言と同時期に何らかの方法で提言への採用不採用と、その理由等をフィードバックする方向で検討している。

- 4 淀川河川整備計画策定・推進にあたって、河川管理者が行うべき課題
- 4-1 河川整備計画策定時(河川整備計画案公表迄)

4-1.1 情報の共有と公開

河川整備計画策定時において、河川管理者と住民は、少なくとも以下の情報を積極的

に共有するよう努力しなければならない。

- ・淀川水系流域委員会が所有する情報(河川管理者よりの提供資料、審議の内容等)
- ・住民(団体)が所有する情報(個人やNPO等が調査した資料等)
- ・河川管理者の判断形成過程の情報

計画案とともに、それに至った判断形成過程としての計画アセスメント、代替案の比較評価などの検討経過情報を公開する。

特に、河川管理者は、住民との情報の共有にあたって、できる限り分かりやすく住民に情報を提供するように努力しなければならない。例えば、以下の施策の実施を検討すべきである。

- ▶ 多面的な検討にもとづく複数の代替案を提示する。
- ▶ 代替案ごとの費用対効果(負の効果も含む)の試算を提示する。
- ▶ 淀川水系について、 ハザードマップ や水位、堤防、ダム、土地利用が一般の人々にもわかるようにする。流域を視覚的、立体的に表現した模型を作成し、分かりやすく代替案を展示する。

(関係住民意見の反映について)

河川管理者は、幅広い住民意見の聴取と参画を促さなければならない。そのための具体的施策として、以下を実施するように要請する。

- > 河川管理者は、河川整備計画原案に関する意見を幅広く募集する。意見募集にあたっては、インターネット、新聞など幅広いチャンネルを活用する。また、市町村、および地域組織における回覧板を活用するなどして、河川整備計画原案をできる限り流域のすべての住民に周知する。
- ▶ 住民から寄せられた意見については、できる限り誠実に回答をしなければならない。また、住民からの意見に、合理的な期間を設定した上で[意味を正確に表現してください]、
 発言、意見表明に回数の制限を設けてはならない。

- ▶ 住民との情報共有にあたっては、公聴会、セミナー、研究会、公開討論会などを行い、 河川整備計画案の内容について幅広く討議する。
- ▶ 流域に深い関係のある住民については、必ず討論の場を確保し、十分に議論を行う。
- ▶ 本提言において、『3.2 河川整備計画推進時(河川整備計画決定後)』に実施すべき施策として記述したものについても、できる限り速やかに実施する。

4-1.2 委員会活動の総括と河川管理者への提言

今後河川管理者が整備計画原案作成後に住民意見を反映する際に、委員会活動での試行結果の総括に関係する点について、さらに提言を行う。

「伝える」ことに関して

- ・ 事前に広報活動を十分行うこと: 流域委員会の存在が、広く知られていなかったように、整備計画がこれから策定されることを認知していない住民も多い。まずは、今、整備計画を策定しようとしていること自体を広く PR する。
- ・ よりわかりやすく伝えること:住民の視線での記述、図表の多用、論点のポンチ図化、 従来と何が変わるかの対比表、用語集の添付等が必要である。
- ・ より広い対象に伝えること: マス対象の広報に加えて、流域住民の組織(自治会、農業 団体、学校関係者、企業組合等)に対する<mark>説明を</mark>行う。
- ・ 地域に入ってゆく伝え方もすること: 工事事務所、出張所等の拠点ネットワークを生か し、地域ごとにフェースツゥーフェースの説明を行う。
- ・ インパクトのある伝え方をすること:専門家の意見を聞くことが目的ではなく、流域に 住む住民の意見・要望を汲み上げることが目的であるため、できるだけ多くの一般の人 の耳目を集めるような方法(テレビ、ラジオの活用、市民イベントとの組み合わせ等) をとる。
- ・ 母集団の状態を知ること:流域住民の意見を聞く行為の効果を把握するために、もとも

と流域住民の大多数が川についてどのような意識・要望を持っているかについて<mark>把握する。</mark>

- ・ 相手の反応を確かめながら説明を行うこと。
- ・ 計画だけではなく現状なども説明すること:委員会・部会では、現状認識の共有に時間が必要であった。このことは、計画原案が、何故そういう考え方が導かれるかを知る重要な要素であり、かみ合った議論を行うために必要なステップである。現状説明を行う前にできるだけ、多くの人々に現状について知ってもらうこと。

「聞く」ことに関して

- ・ なぜ聞きたいのかを明確にすること:論点を明確にし、それに関連する人に聞くこと。
- ・ 聞く人に目的や位置付けを明確に理解してもらうこと:整備計画がどういうもので、何 を聞きたいのか、それをどう反映するのか等について、事前によく理解してもらうこと。
- ・ 対立する意見を聞くこと:できるだけ観点の異なる、対立する意見を幅広く聞くこと。
- ・ サイレントマジョリティー の意見を把握すること: これまでにほとんど意見を寄せていない若者(今後 30 年間で河川と関わる主体となる) や主婦(日々の水利用に最も多く接している)等のサイレントマジョリティー 層の意見を汲み上げる方法(該当インタビュー、アンケート等)を実施する。

「対話する」ことに関して

- ・ 国土交通省/自治体/委員会の立場・役割を明示すること:対話の冒頭で左記を明示し、 国土交通省/自治体/委員会は何を負っており、流域住民が今何を問われており、今後 の流域住民の権利と責任を明示する。
- ・ 利害関係代表者 (ネットワークの要)と対話すること:一般住民個人に加えて、流域住 民の組織(自治会、農業団体、学校関係者、企業組合等)の代表を選定し、それらとの

対話を行う。

- ・ 立場の違う人に対論してもらうこと: <u>国土交通省対</u>住民の二項対立だけでなく、意見の 異なる住民同士が対論できるような場を設定する。
- ・ 論点を明示した簡便な資料を準備すること:住民の視線での記述、図表の多用、論点の ポンチ図化、従来と何が変わるかの対比表、用語集の添付。[前述しているが?]
- ・ 流域委員会をオブザーバーとして活用する: 意見聴取は国土交通省が責任を持って主催 すべきものであるが、流域住民とのよりよい対話を促進するために必要であれば、委員 会のメンバーをオブザーバーとして出席要請することも効果的である。
- ・ 建設的な意見を求めること:原案の改善の方向性等について「対話」の持つ双方向性を 生かし、建設的な意見を引き出すこと。

「反映」することに関して

・ 反映プロセスを明示すること:論点ごとに、流域住民の意見、委員会の意見、河川管理者の意見を明示的に整理し、整備計画原案を整備計画に確定してゆく過程で、判断したプロセス(基準、理由等)を明示しながら、どの意見を汲み上げるか、汲み上げないかを明示する。

「フィードバック」することに関して

- ・ 反映プロセスをフィードバックすること:上記の反映プロセスを流域住民に示す。
- 多様なチャンネルでフィードバックすること:「聞く」際にとったのと同様の手段でフィードバックする。
- ・ 継続的な関係をつくること:意見聴取の過程で、反対意見を含めた多様な意見を継続的にくれる流域住民とモニターのような立場で継続的な関係を作ることも考えられる。この活動は、整備計画提出後の、今後の流域センター、河川レンジャー等を形成するための核の一部と成り得るとの認識である。

4-2 河川整備計画推進時(河川整備計画決定後)

河川整備計画策定後の、河川整備・管理については、河川整備計画の理念に合致するよう今後20年から30年後を睨んだ長期的な視点で、河川管理者と住民の双方が努力しなければならない。

4-2.1 情報の共有と公開

河川管理者は、情報の共有にあたっては、以下の情報共有 チャンネルを整備しなければならない。

- ▶ 情報技術を活用した情報検索システム等、住民が知りたい情報をインターネットやその他の方法で容易に検索して入手できるシステムをつくること
- 》 多様な住民との連携を強化するため、住民との窓口は、土曜・日曜・休日もできる限り 対応すること。

4-2.2 住民との連携・パ<u>ートナーシップ</u>

河川管理者と住民との連携、パートナーシップの確立に当たっては、以下を十分検討しなければならない。

(1) 住民団体・地域組織等との連携

- 河川と住民団体、地域組織をつなぐ拠点として、既存の環境学習・地域学習施設を活かし、川や湖の環境・歴史・文化・民俗に関する学習活動を展開する。公民館的な学習拠点を各地域に設置する。
- ▶ 住民との共働による河川管理・整備技術を開発する。河川管理は行政と業者がやり、 住民はお客さん、という既存の枠組みを越えて共に汗を流すための技術開発を行う。
- ▶ 伝統工法の見直しや保存、水防組織の再構築などを支援する。
- ▶ 住民団体、地域組織との連携事業の計画を公募、提案制度を創設する。
- ▶ 住民との対応部署を常設すると共に、河川管理者自身の啓発と人材育成に力を入れる

こと。

- いわゆる官設、民営の交流の場づくり(ハード&ソフト)や資器材の貸与サービスを充実すること。
- ➢ 河川への知識と企画調整能力を持った人材を育成する。
- ▶ 河川管理者と住民との協働を支援するインタープリターの育成を行う。
- > 河川、自然、歴史・文化、住民活動等の多様な分野で、「人材バンク」を創設する等、 住民、河川管理者双方が、いわゆるコーディネータの養成に力を入れること。

(2) 河川・環境学習の推進

- ▶ 学校教育の中で、河川・環境学習を充実するように努力する。
- ⊋ 望ましい河川環境を理解するための図書などの出版を行う。
- ▶ 学生の参画を支援する。エクスターンシップの一環として河川管理に参画する。
- ▶ 川の情報室、川の出前講座、川のワークショップ、シンポジウム、フォーラム見学会、勉強会を開催する。

(3) 河川レンジャー、流域センターの設置

住民等の参加による河川管理の推進のため、法令に基づき一定の権限と義務を付与した河川レンジャー制度、河川レンジャーおよび多様な主体の河川管理活動の拠点として流域センターの創設を図る。

流域センター

河川レンジャーの活動拠点として「流域センター」の創設を提案する。この流域センターには、地域住民がより積極的に河川に関わる活動を展開できる環境を整備し、防災、上下流交流・連携、川に学ぶ活動、およびフィールドミュージアムなど多彩な機能を持たせる。当面、既存設備または遊休施設を活用することとする。また、住民間の意見調整や住民と行政間の調整を行うための審議や意思決定を行う第3者的な機関として機能させることも検討する。

・河川レンジャー

地域固有の情報や知識に精通し、一定の資格要件を満たした流域住民あるいは住民団体などを河川レンジャーとして任用するとともにレンジャー育成にも努め、河川管理上、必要な役割の一部を分担させ、新たな河川管理の推進を図る。河川レンジャー(仮称)には、その任務の公的性質から、しかるべき法制度に位置付けるとともに、任務の遂行に関して、適切な権限と報酬の付与を図ることを考える。

(4)計画のフォローアップ、チェックのための機関の設置

計画の推進にあたっては、計画が本来の趣旨にそって、予定通り進んでいるかや、 社会情勢の変化や進捗状況により、見直すべきかなどについてチェックする期間を設 置することを、現在の流域委員会をもとに検討する。